



2010年4月12日

各 位

本店所在地 静岡県浜松市北区細江町中川2036番地の1
会 社 名 ロ ー ラ ン ド 株 式 会 社
代 表 者 取締役社長 田 中 英 一
(コード番号：7944 東証、大証第一部)
問 合 せ 先 執行役員 経営管理部 経理部担当 中村 健也
T E L 0 5 3 - 5 2 3 - 0 2 3 0 (代表)

子会社に対する訴訟の提起に関するお知らせ

当社の子会社であるローランド ディー．ジー．株式会社は2009年7月21日付け（送達日：2010年4月9日）にて米国コネティカット州の米連邦地方裁判所において訴訟の提起を受けましたので、お知らせいたします。当該訴訟による当社の経営成績に及ぼす影響は、現時点では不明であります。

詳細につきましては、別紙のローランド ディー．ジー．株式会社の開示資料をご参照下さい。

以上



2010 年 4 月 12 日

各 位

会 社 名 ローランド ディー. ジー. 株式会社
代 表 者 名 取締役社長 富岡 昌弘
(コード番号 6789 東証第一部)
問 合 せ 先 取締役 堀田 修史
(TEL. 053 - 484 - 1200)

訴訟の提起に関するお知らせ

当社は、2009 年 7 月 21 日付け訴状（送達日：2010 年 4 月 9 日）にて米国コネティカット州の米連邦地方裁判所において訴訟の提起を受けましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 訴訟が提起されるに至った経緯

当社は、画像を印刷及びカットする技術を利用した製品（以下「本製品」といいます。）の開発、製造及び販売を行ってまいりました。

2007 年 1 月 31 日に公表しております通り、当社の米国販売子会社である Roland DGA Corporation（以下「DGA 社」といいます。）は、2006 年 12 月 18 日付け訴状にて、米国に本社のある Gerber Scientific International, Inc. 社（以下「Gerber 社」といいます。）より、Gerber 社が米国において取得している印刷とカットを用いたグラフィック成果物を得るための方法及び機器に関する特許権 1 件（1996 年 7 月 16 日登録、2006 年 5 月 2 日追加登録）の特許技術を本製品が使用しており、同社の米国特許権が侵害されているとして、訴訟提起を受けました。

同訴訟は現在も係争中ですが、今般、DGA 社に加え、当社も共同被告として、訴訟提起を受けました。

2. 当社に対する訴訟が提起された日

2010 年 4 月 9 日（米国時間）

3. 訴訟の内容

- (1) 損害賠償請求 金額の明示なし
- (2) DGA 社及び当社に対する当該特許技術を利用した製品の製造、販売及び販売促進行為等の差し止め及び同製品の回収命令の申し立て

4. 今後の見通し

当社及び米国子会社は、本製品は Gerber 社の主張するような特許権侵害を構成するものではないと判断しており、今後も訴訟手続を通じて当社の正当性を主張してまいります。

但し、この訴訟による当社の経営成績に及ぼす影響は、現時点では不明であります。

以 上